

○須賀川市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則

平成12年 3 月30日規則第21号

改正

平成13年 6 月 6 日規則第25号

平成14年11月22日規則第33号

平成16年11月 2 日規則第19号

平成18年12月28日規則第53号

平成21年 9 月25日規則第18号

平成22年 2 月17日規則第 4 号

平成27年12月25日規則第46号

須賀川市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、須賀川市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成12年須賀川市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成の際の控除額)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項に規定する規則で定める額は、条例第 3 条第 1 項及び第 2 項に規定する者に係る医療費の一部負担金の額を登録世帯（ひとり親家庭の親及び児童をもって一登録世帯、父母のない児童をもって一登録世帯とする。）ごとに合算して1,000円とする。

(受給資格の登録)

第 3 条 条例第 5 条に規定する申請書は、様式第 1 号によるものとし、受給資格の登録日は、申請書を受理した日の属する月の翌月の初日とする。ただし、申請書を受理した日が月の初日であるときは、その日とする。

2 条例第 5 条に規定する登録は、登録した日以後において最初に到来する 7 月31日まで有効とし、有効期間の満了後引き続き医療費の助成を受けようとする者は、事前に様式第 1 号による登録更新申請書を提出しなければならない。

(受給資格者証の交付)

第 4 条 市長は、条例第 5 条の規定による申請があったときは、条例に定める要件に適合するかどうかを審査し、適合するときは当該申請者に対し様式第 2 号による受給資格者証を交付する。

(助成の申請)

第 5 条 条例第 6 条に規定する申請は、様式第 3 号の申請書に、別表に掲げる書類を添付して行わ

なければならない。

(助成の決定)

第6条 市長は、条例第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成額を決定し、様式第4号により申請者に通知し、助成金を交付するものとする。

(変更届出の義務)

第7条 受給資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、様式第5号の変更届出書に受給資格者証を添付して速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 加入保険に係る被保険者証の記載事項
- (3) ひとり親家庭の児童の受給資格
- (4) その他当初の受給資格登録申請書に記載した事項

(受給資格者証の再交付)

第8条 受給資格者証を破損し又は亡失したことにより、受給資格者証の再交付を受けようとする者は、様式第6号の再交付申請書を市長に提出し、再交付をうけるものとする。

(受給資格者証の返還)

第9条 受給資格者の全員がその資格を喪失したときは、ひとり親家庭にあつては当該ひとり親家庭の親が、父母のない児童にあつては当該父母のない児童（当該父母のない児童を監護する養育者等がいる場合には当該養育者等）が、速やかに受給資格者証を市長に返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(須賀川市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則の廃止)

- 2 須賀川市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則（昭和59年須賀川市規則第6号）は、廃止する。

(受給資格の登録)

- 3 平成12年4月中に受給資格の登録申請を受理した場合の受給資格の登録日は、第3条の規定にかかわらず、平成12年4月1日とする。

附 則（平成13年6月6日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の須賀川市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成13年1月1日から適用する。

附 則（平成14年11月22日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の須賀川市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成14年10月1日以後の医療行為に係る医療費の給付から適用する。

附 則（平成16年11月2日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月28日規則第53号）

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成21年9月25日規則第18号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成22年2月17日規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の規則に基づき作成された用紙は、当分の間、この規則の相当規則により定められた用紙とみなす。

附 則（平成27年12月25日規則第46号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分		提出書類
1 医療費の一部負担金が高額療養費に該当する場合	(1) 国民健康保険法適用者	高額療養費支給に関する確認書 (様式第3号)
	(2) (1)以外の医療保険各法適用者	高額療養費支給決定通知書又は高額療養費の積算基礎を明らかにした書類

2 医療費の一部負担額が高額療養費に該当しない場合	高額療養費支給に関する申立書 (様式第 3 号)
---------------------------	-----------------------------